

1. 介護予防居宅サービス（または地域密着型サービス）の中で、区分支給限度基準額の対象外となるサービスは介護予防居宅療養管理指導、（ ）、（ ）などがある。
2. 特定施設入居者介護サービス費の支給対象となるサービスは（ ）、（ ）、（ ）である。
3. 市町村は地域支援事業のうち、（ ）事業を一括して（ ）または（ ）に委託することができる。
4. 地域支援事業について2次予防事業には（ ）がある。
5. 介護認定審査会は、市町村に審査・判定結果を通知するにあたり、以下の（ ）を述べることができる。①要介護状態の軽減または悪化の防止のために必要な（ ）に関する事項、②サービスが適切かつ有効な利用等に関し（ ）が留意すべき事項、③（ ）を原則より短くまたは長くすること。
6. 訪問入浴の介護報酬は1回の訪問につき（ ）単位と決まっている。
7. 通所介護事業所において、当該事業所の（ ）従業者のうち（ ）年以上の勤務経験のある者が（ ）%以上配置されている場合、サービス提供体制加算を算定することができる。
8. 指定介護予防支援事業者の管理者は専任・常勤が条件であるが、当該（ ）の管理者である場合には兼任が可能である。
9. 介護予防サービス計画のアセスメントの4領域には、①運動および（ ）、②（ ）を含む日常生活、③社会参加並びに（ ）およびコミュニケーション、④（ ）管理がある。
10. 膀胱留置カテーテルを使用している場合、定期的に膀胱洗浄を行う（ ）。
11. アルツハイマー病は（ ）障害や（ ）など行動障害が現れやすい。
12. 真皮を超える褥創がある場合には、訪問看護の（ ）加算が算定できる。
13. 介護老人保健施設は（ ）、医療法人、（ ）、その他厚生労働大臣が定めたものであり、（ ）目的では許可されない。
14. グループワークを展開する上で援助者は集団における参加者の（ ）を意図的に活用する。
15. 短期入所生活介護において利用定員は（ ）と定められている。
16. 通所介護計画は（ ）が作成する。
17. 指定介護老人福祉施設とは、都道府県知事に申請を行い（ ）を受けた定員（ ）の（ ）である。また定員が（ ）以下の場合には（ ）となる。
18. 介護扶助は原則として現物給付であるが、（ ）と（ ）については金銭給付となる。
19. 介護扶助による介護予防サービスは（ ）計画に基づき行われる。

1. 介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 2. 介護保険3施設、短期入所施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 3. 包括的支援、地域包括支援センター、老人介護支援センター 4. ①特定高齢者把握事業②2次予防事業評価事業③通所型介護予防事業④訪問型介護予防事業 5. 付帯意見、療養、被保険者、認定有効期間 6. 1250 7. 介護、3、30 8. 地域包括支援センター 9. 移動、家庭生活、人間関係、健康 10. べきではない 11. 見当識、徘徊 12. 特別管理 13. 社会福祉法人、地方公共団体、営利 14. 集団規範（グループダイナミックス） 15. 20人以上 16. 事業所の管理者 17. 指定、30人以上、特別養護老人ホーム、29、地域密着型老人福祉施設入居者生活介護 18. 福祉用具購入、住宅改修 19. 居宅介護予防支援

1. 公務災害に対する補償の給付は介護保険給付よりも優先（ ）。
2. 施設サービスにおけるおむつ代は介護保険給付の対象（ ）である。
3. 特定入所者介護予防サービス費は（ ）施設に限られる。
4. 社会福祉法人や市町村は、利用者負担の（ ）分の1を限度として減免を行うことができる。ちなみに対象サービスは訪問介護や（ ）などである。
5. 審査請求は原則として（ ）から起算して（ ）日以内に（ ）または（ ）にて行うことになっている。
6. 第1号被保険者は原則として被保険者資格の（ ）・（ ）に関する事項を市町村に届け出なければならない。
7. 介護認定審査会は、審査・判定の結果を（ ）に通知する。
8. 要介護認定において、1次判定は（ ）による判定であり、2次判定は（ ）による判定である。
9. 都道府県は都道府県介護保険事業計画を策定または変更した時には、（ ）に提出しなければならない。
10. 混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めるのは（ ）計画である。
11. 栄養状態の評価として、体重測定や血清アルブミン値、（ ）筋皮膚厚などが指標とされる。
12. サービスを利用しようとする要介護者に対して積極的にアプローチすることを（ ）という。
13. 通所介護計画は（ ）が作成する。
14. 介護予防訪問入浴介護のサービスを提供する場合には、担当の従業者のうち1人を（ ）とする。
15. 療養通所介護で行われている安全サービス提供管理委員会は、概ね（ ）ヶ月に1回以上行われる。
16. 夜間対応型訪問介護においてサービス提供体制強化加算は、（ ）などを実施するとともに、①介護福祉士が（ ）%以上配置されていること②介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計が（ ）%以上配置されていることの、いずれかに該当することが算定要件となっている。
17. 夜間対応型訪問介護計画は、原則（ ）が作成するものであるが、オペレーションセンターを設置していない場合などは（ ）が作成することも可能である。
18. 移動用リフトの（ ）部分は特定福祉用具販売の種目である。
19. 移動用リフトの設置は住宅改修の支給対象に含まれ（ ）。
20. 生活保護には各種扶助があるが、原則現物給付なのは（ ）・（ ）のみであり、他は金銭給付となっている。

1. する 2. 内 3. 介護予防短期入所 4. 4、認知症対応型通所介護 5. 処分のあったことを知った日の翌日、60、口頭、文書 6. 取得、喪失 7. 市町村 8. コンピューター、介護認定審査会 9. 厚生労働大臣 10. 都道府県介護保険事業支援計画 11. 上腕三頭 12. アウトリーチ 13. 通所介護事業所の管理者 14. サービス提供責任者 15. 6 16. 研修、30、50 17. オペレーションセンター従業員、訪問介護員 18. つり具 19. ない 20. 介護扶助、医療扶助

1. 高血圧症では（ ）性高血圧より（ ）性高血圧の方が多く観られる。
2. 心停止が（ ）分以上続けば、脳は不可逆的な損傷を受ける。
3. 通所リハビリテーションは通所サービスの1つであり（ ）と呼ばれる。
4. 短期入所療養介護と通所リハビリテーションのうち、おむつ代が利用者負担なのは（ ）である。
5. 介護老人保健施設において医師・栄養士以外で必置なのは（ ）と（ ）である。一方、介護老人福祉施設では、栄養士・看護・介護職員以外に（ ）と（ ）が必置となっている。
6. 特定健康診査・特定保健指導は（ ）歳以上の（ ）保険被保険者が対象である。
7. ICFの活動向上支援の目標は「（ ）活動」である。
8. ICFの生活機能の3つのレベルは、心身機能構造は（ ）レベル、活動は（ ）レベル、参加は（ ）レベルにそれぞれ対応している。
9. 生活不活発病の最初の兆候はADLやIADLなどの（ ）の困難さとして「活動」レベルに現れる。
10. 波長合わせとは（ ）が（ ）に合わせて、自分の感情や意見を変えていくことである。
11. 介護老人福祉施設において、従来型の居室定員は（ ）人以下であり、ユニット型では（ ）人である。
12. 在宅の要介護者を抱える家族の悩みとして最も多いのは「介護者の（ ）的負担が大きい」ことである。
13. 要支援・要介護認定を受けた高齢者は、高齢者人口の（ ）%である。
14. （ ）年以上要介護状態にある高齢者は要介護高齢者の半数近くに達している。
15. （ ）歳以上の2人に1人が要支援・要介護認定を受けている。
16. 市町村は（ ）に基づいて市町村介護保険事業計画を定める。
17. 介護保険の保険給付は（ ）、（ ）、（ ）3種類ある。
18. 介護予防サービスと居宅サービスのサービスの種類は同じ（ ）。
19. 地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスのサービスの種類は同じ（ ）。
20. 介護報酬の額は（ ）が（ ）で定める。
21. 地域密着型サービスにあり、地域密着型介護予防サービスにないのは（ ）である。
22. 認知症対応型共同生活介護の（ ）利用は、区分支給限度基準額に含まれる。
23. 第2号被保険者保険料の負担割合は（ ）で（ ）年ごとに定められ、それによって第1号被保険者保険料の負担割合も定まる。
24. 認定調査票は（ ）・基本調査・特記事項の3つから構成される。
25. 法人格がなければ、居宅サービス事業者の指定は受けられないが、（ ）の場合は法人格がなくてもよい。
26. 保険医療機関の指定を受けた病院・診療所は（ ）について指定があったとみなされる。
27. 介護保健施設において介護・看護職員は、入所者（ ）人に対して1人以上配置しなければならない。
28. 高齢者の自立にはADLなどの身辺自立、（ ）自立、（ ）自立の3つの側面があるが、最終的な目標は（ ）自立である。
29. 特別養護老人ホームにおいて、入居定員が（ ）人以上である場合は、（ ）の指定を受けて（ ）として施設サービス計画に基づくサービスが提供され、入居定員が（ ）人以下である場合は、（ ）の指定を受けて（ ）として、地域密着型サービス計画に基づくサービスが提供される。
30. 現在の我が国の社会保障制度は（ ）方式である。
31. 市町村事務受託法人の指定は（ ）が行う。
32. 第1号被保険者保険料は（ ）×保険料率として算定され、（ ）段階の定格保険料となっている。
33. 第1号被保険者保険料の内、年間（ ）万円以上の年金受給者は（ ）徴収となる。
34. 国保連は（ ）法の規定に基づき都道府県ごとに設置される。
35. 介護給付費審査委員会のメンバーは（ ）代表委員、（ ）代表委員、（ ）代表委員から成り、委員の任命は（ ）が行い、その任期は（ ）年である。

36. 要介護認定等基準時間を算定するもととなる介助等にかかる行為は（ ）介助、（ ）介助、（ ）関連行為、（ ）関連行為の5つである。
37. 要介護状態区分が1つ上がるごとに、要介護認定等基準時間は原則（ ）分ずつ増える。しかし、（ ）と（ ）の要介護認定等基準時間は同じであるため、追加的な審査・判定が必要となる。
38. 被保険者から認定申請を受けた市町村は、かならず（ ）に意見を求める。
39. 要支援2の者が利用できるが、要支援1では利用できないサービスは（ ）である。
40. 特定入所者介護予防サービスは（ ）施設に限られる。
41. 介護保険施設におけるサービス提供開始は、文書以外では可能（ ）。
42. 介護保険施設における居室の定員は（ ）人以下とされている。
43. 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の事業者が事業を辞めるとき（ ）ヶ月以上の予告期間を設けて指定の（ ）を行う。
44. 常勤の介護支援専門員の配置は、利用者（ ）人に対し1人以上を標準とする。

1. 二次、本態 2. 3 3. デイケア 4. 通所リハビリテーション 5. 支援相談員、計画担当介護支援専門員 6. 40、医療 7. する 8. 生物、個人、社会 9. 生活行為 10. 援助者、クライアント 11. 4、1 12. 心理 13. 16 14. 3 15. 85 16. 国の基本指針 17. 介護給付、予防給付、市町村特別給付 18. である。 19. ではない 20. 厚生労働大臣、告示 21. 夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型老人福祉施設入居者生活介護 22. 短期 23. 政令、3 24. 概況調査 25. 病院・診療所・薬局 26. 居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ 27. 3 28. 経済的、人格的、人格的 29. 30、都道府県知事、指定介護老人福祉施設、29、市町村長、地域密着型老人福祉施設入居者生活介護 30. 社会保険 31. 都道府県 32. 基準額、6 33. 18、特別 34. 国民健康保険 35. 介護給付費等サービス、市町村、公益、国保連、2 36. 直接生活、間接生活、BPSD（問題行動）、医療 37. 20、要支援2、要介護1 38. 主治医 39. 介護予防認知症対応型共同生活介護 40. 介護予防短期入所施設 41. である 42. 4 43. 1、辞退 44. 35

1. 福祉用具貸与は（ ）支給限度基準額の範囲内でのサービスとなる。
2. 40歳以上65歳未満の医療被保険者でない被保険者の要介護認定は、（ ）から市町村の介護認定審査会に（ ）して行われる。
3. 本人の財産に関する法律行為に本人に代わって包括的に行うことができるのは（ ）である。
4. 判断能力が（ ）な者には補助人がつき、判断能力が（ ）な者には保佐人がつき、判断能力が（ ）な者には後見人がつく。
5. 後期高齢者医療制度の運営主体は（ ）であり、保険料の徴収等の事務は（ ）が行う。（ ）歳になると、これまで加入していた医療保険から外れ後期高齢者医療制度に加入することになる。
6. 後期高齢者医療制度に要する費用のうち患者負担を除いた部分については、1割を（ ）の保険料で賄い、4割を各医療保険からの（ ）金で賄い、5割を（ ）で賄う。
7. 施設サービスの食費・居住費は（ ）年度の法改正で利用者負担となった。同時に低所得者対策として（ ）費が新設された。
8. 65歳に達したときに被保険者資格を取得するのは、その市町村の区域内に住所を要する（ ）である。
9. 第2号被保険者については、（ ）が管理しているため一律に市町村への届け出義務は課せられていない。
10. 被保険者資格の得喪に関する届出義務者は（ ）であるが、届け出そのものについては、本人の属する世帯の（ ）が代行できる。
11. 居宅サービスが現物給付される要件として、あらかじめ（ ）を受ける旨を市町村に届け出て、そのサービスが（ ）の対象となっているか、あるいは、そのサービスを含んだ居宅サービス計画を（ ）作成し、市町村に届けていることが必要である。
12. 居宅サービスの中で（ ）と（ ）については単価の地域差の反映は行われない。
13. 施設が（ ）に請求できるサービス費用は、利用者が負担する（ ）を除いたサービス費用の（ ）割である。
14. 介護予防サービス費と地域密着型介護予防サービス費の合計額について、介護予防サービス費等（ ）が設定されている。
15. 地域密着型サービスの中で、区分支給限度基準額の対象外のサービスは（ ）である。
16. 地域密着型サービスにあって、介護予防地域密着型サービスにはないのは（ ）であり、ともに（ ）を対象にしていないためである。
17. 加齢による影響が少ない感覚は（ ）である。
18. 高齢者では（ ）ガンは減少傾向にあるが、（ ）ガンは増加傾向にある。
19. パーキンソン病は（ ）期に好発し、徐々に進行して（ ）年で自立困難となる。
20. パーキンソン病で特定疾患研究事業の対象疾患として認定されるのは、H&Yの分類でStage（ ）以上、生活機能症度で（ ）以上の重症度の者である。
21. 布団の重さから足を保護するために用いられるのは（ ）である。
22. 老人性認知症の有病率は年齢が（ ）歳上がると2倍になる。
23. 車椅子の方向転換のため、通路幅は最低でも（ ）cm以上必要である。
24. 車椅子で坂道を登るときには（ ）で登る。降りるときには（ ）で降りる。
25. 血管性認知症とアルツハイマー病を比較すると、アルツハイマー病の方が（ ）などの能力が低いのに係らず（ ）が広いため、介護負担が大きくなる。
26. 栄養失調では脈拍は（ ）する。
27. クレアチニンの排泄量は（ ）量と（ ）量に比例する。
28. エネルギー欠乏症とはBMIが（ ）以下の人、通常の体重に比べて減少率が（ ）ヶ月に（ ）%以上の人が対象となる。

29. 訪問リハビリテーションは（ ）が（ ）の指示の基に実施する。Nsは該当（ ）。
30. 介護老人保健施設は居宅療養管理指導の指定を受けることが（ ）。
31. 最高血圧が常に（ ）mmhg以上、または最小血圧が常に（ ）mmhg以上の場合を高血圧という。
32. 歯科医師は死亡診断書を作成することは（ ）。
33. 後縦靭帯骨化症は40歳以上の（ ）性に多く発症する。
34. 介護老人保健施設において、医療機関からの入所した者の割合が、家庭から入所した者の割合を（ ）%以上上回る場合は（ ）老人保健施設となる。
35. 老人保健施設において、感染症・食中毒予防および蔓延の防止のための対策検討委員会は、概ね（ ）ヶ月に1回以上開催するものとされている。

1. 区分 2. 福祉事務所、委託 3. 成年後見人 4. 不十分、著しく不十分、常に欠く 5. 後期高齢者医療広域連合、市町村、75 6. 被保険者、後期高齢者支援、公費 7. 2005、特定入所者介護サービス費 8. 医療保険未加入者（＝生活保護受給者） 9. 医療保険者 10. 被保険者本人、世帯主 11. 居宅介護支援、居宅介護サービス計画、自ら 12. 居宅療養管理指導、福祉用具貸与 13. 国民健康保険団体連合会、食費・居住費、9 14. 区分支給限度基準額 15. 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）、16. 夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、要支援者 17. 味覚 18. 胃、肺・大腸 19. 初老、15～20 20. Ⅲ、Ⅱ 21. 離被架 22. 5 23. 90 24. そのまま前向き、前輪を上げてそのまま前向き 25. 記憶・見当識、行動範囲 26. 減少 27. 筋肉、運動 28. 18. 5 6、5 29. PT/OT/ST、医師、しない 30. できる 31. 140、90 32. できる 33. 男 34. 35. 介護療養型 35.

1. 健康保険の場合、介護保険料分について一般保険料と同様に（ ）負担がある。
2. 介護保険の財政単位を広域化して、財政運営を安定させ、複数の市町村間の保険料を均衡化させるための事業は（ ）であり、市町村の介護保険財政が赤字になった際には、保険財政の安定化に必要な費用を交付・貸与する事業は（ ）である。
3. 介護給付費審査委員会は（ ）・（ ）・（ ）から成る。委員の任期は（ ）年で、委員は国保連の（ ）であるが、（ ）代表委員以外は関連団体からの推薦で選ばれる。
4. 介護認定審査会は市町村の対し①被保険者の要介護状態の軽減または悪化の防止のために必要な（ ）に関する事項、②サービスの適切かつ有効な利用等に関して（ ）が留意すべき事項についての（ ）意見を述べることができる。
5. 要介護認定等基準時間は、要支援・要介護度を判定するもとと（ ）。
6. 2次判定は1次判定の結果を（ ）として行う。
7. 勧告をしてそれに従わなかった場合、勧告に係る措置をとるように（ ）する。その（ ）に従わなかった場合、指定取り消しの事由になる。
8. 介護・看護を担当する職員の合計数は、どの介護保険施設でも利用者（ ）人につき1人以上で同じであるが、その内訳は介護保険施設により大きく異なる。
9. 期限を定めて（ ）し、その期限内に（ ）に従わなかった場合に、初めて公表される。
10. モニタリングは（ ）に行う必要がある。
11. 認知症などで、利用者に施設サービス計画に対する同意を得る能力がない時には、同意を文書で家族から得られれば（ ）。

1. 事業主 2. 市町村相互財政安定化事業、財政安定化事業 3. 公益代表委員、市町村代表委員、介護給付費等サービス担当代表委員、2、委嘱、公益 4. 療養、被保険者、附帯 5. なる 6. 原案 7. 命令、命令 8. 3 9. 勧告、勧告 10. 定期的 11. よいわけではなく、成年後見人等の制度を使い、本人の同意を得る必要がある。

1. 脳血栓は血圧（ ）時に起こりやすい。
2. 本態性振戦とは（ ）生じる振戦であり、（ ）薬が有効である。
3. 帯状疱疹は（ ）ウイルスの再活性化によって起こるウイルス性疾患である。
4. 高齢者は個人差が大きいので、正常値ではなく（ ）が使用されることが多い。
5. γ -GTP は加齢に伴って（ ）する。
6. 高齢者の総タンパクは正常下限が（ ）g/dl くらいである。
7. 訪問看護事業者は看護師にその同居家族の利用者に対する訪問看護の提供をさせては（ ）。
8. 末期がん患者や神経難病の患者に対する訪問看護は（ ）保険対象となる。
9. 老人性認知症疾患療養病棟は（ ）病院に設置されている。
10. 褥創への対応について、発赤部には（ ）湿布をし、その周辺部をマッサージするとよい。
11. 胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃癌などでは、（ ）血が起こる事が多い。
12. 初老期は（ ）歳である。
13. 薬の調剤は居宅療養管理指導に含まれ（ ）。
14. う蝕や歯周病の治療は居宅療養管理指導に含まれ（ ）。
15. 口腔ケアは居宅療養管理指導に含まれ（ ）。
16. 訪問介護にリハビリテーションは含まれ（ ）。
17. 介護予防訪問介護において、訪問介護のサービスにある（ ）サービスはない。
18. 訪問介護のサービス提供責任者は、介護福祉士または（ ）課程修了者である。
19. 指定訪問介護事業者ごとに訪問介護員を（ ）以上置かなければならない。
20. 短期入所生活介護事業所において、医師は配置（ ）。
21. 短期入所生活介護事業所において、単独型は（ ）で行われる。併設型は（ ）や養護老人ホームなどで行われる。また空所型は（ ）の空きを利用して行われるものである。
22. 介護予防特定施設入居者生活介護は（ ）を除く、特定施設に入居している（ ）を対象にしている。
23. 障害者等支援加算は（ ）で行われている（ ）で設けられている加算である。
24. ユニット型の介護保険施設における1ユニットの入居定員は概ね（ ）である。
25. 介護予防認知症対応型共同生活介護は（ ）の（ ）の人のみ利用できる。
26. 認知症対応型共同生活介護事務所に看護職員の配置は義務付けられて（ ）。
27. 地域密着型サービスになかで要支援者に対するサービスがないのは、（ ）、（ ）、（ ）である。
28. 認知症対応型通所介護の利用定員は、共用型を除いて（ ）である。
29. 単独・併設型の認知症対応型通所介護では、専従で（ ）人以上の看護または介護職員の配置が義務付けられている。
30. 指定介護老人福祉施設において、昼間は（ ）つのユニットごとに常時（ ）人以上、夜間は（ ）つのユニットごとに（ ）人以上の介護職員または看護職員を配置する。また（ ）つのユニットごとに、1人の常勤のユニットリーダーを配置しなければならない。
31. 日常生活自立支援事業の援助において、福祉サービスの利用手続きの代行、契約締結は含まれ（ ）。
32. 地域包括支援センター運営協議会は（ ）に設置される。
33. 地域包括支援センターが介護予防支援を（ ）に委託する際には、（ ）の議を経る必要がある。
34. 調整交付金は市町村の第（ ）号被保険者に占める（ ）の割合や、高齢者の（ ）状況の格差、災害等の特別な事情を勘案して交付される。
35. 第1号被保険者保険料と第2号被保険者保険料の負担割合は（ ）年に1度、（ ）で定める。
36. 調整交付金は（ ）が交付するもので、総額で保険給付費の（ ）%となる。
37. 第2号被保険者保険料は、各医療保険者の定める（ ）によって医療保険料の一部として徴収される。

1. 低下 2. 特に原因がなく、 β 受容体遮断薬 3. 水痘 4. 基準値 5. 低下 6. 6.0 7. ならない 8. 医療 9. 精神 10. 温 11. 吐 12. 50~64 13. ない 14. ない 15. る 16. ない 17. 通院のための乗降介助 18. 訪問介護員養成研修1~2級 19. 2.5 20. しなければならない 21. 老人短期入所施設、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム 22. 介護付き有料老人ホーム、要支援者 23. 養護老人ホーム、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 24. 10人以下 25. 要支援2、認知症 26. いない 27. 夜間対応型訪問介護、地域密着型老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 28. 12人以下 29. 2 30. 1、1、2、1、1 31. る 32. 市町村 33. 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター運営協議会 34. 1、後期高齢者、所得 35. 3、政令 36. 国、5 37. 保険料率

1. 保険料を滞納している場合、次の様な措置を段階的に行う。①保険給付を()へ、②保険給付の支払の()、③滞納保険料を保険給付で()。
2. 被保護者の保険料は、福祉事務所等から直接市町村に支払うことは可能()。
3. 特定入所者介護サービス費等の対象となるのは、利用者負担段階が第()～()段階の人で、()により()が交付され、施設等はこれに従って利用者負担を徴収する。
4. 特定入所者介護予防サービス費の対象となる施設は()施設に限られる。
5. 社会福祉法人により行われる利用者負担の軽減は、利用者負担の()分の1が原則であり、免除されることはない。
6. 新規認定の場合の認定有効期間は、要介護・要支援問わず、原則()ヶ月であり、更新認定の場合は、要介護・要支援問わず、原則()ヶ月である。しかし、()の意見に基づき市町村は、要介護の更新認定を()～()ヶ月、要支援の更新認定を()～()ヶ月に変更することができる。
7. 4月11日に新規認定した場合の有効期間は()までとなるなど、月の途中に新規認定申請をした場合、申請日から当該月の末日までの端数期間は認定期間に含まれ()。
8. 介護保険施設において居室または療養室、病室の広さの基準は、3施設ともに共通して()。
9. 指定介護予防支援事業者の指定対象は()に限られる。
10. 徘徊感知機器は介護予防福祉用具貸与の対象()である。
11. 慢性肝炎では()型肝炎が年齢とともに減少し()型肝炎が相対的に増加する。
12. 血液中のコレステロールまたは中性脂肪の()基準以上に上昇した場合も脂質異常症という。
13. 下痢や便秘は排便回数だけでなく便の()も考慮して判断する。
14. 短期記憶は失われていても、長期記憶は残る認知症高齢者の特性に着目した心理療法を()という。
15. うつ状態の患者が自殺を企てることが多いのは、行動抑制が軽度である()期である。
16. 糖尿病性腎症の予防には()の摂取を制限する。
17. 居宅療養管理指導について職種ごとに回数の上限が設定されており、医師であれば()回まで、歯科衛生士は()回までと規定されている。
18. 介護者の疲労や病気などでの社会的理由によって介護老人保健施設を利用することは()い。
19. 介護老人保健施設において、入所者の自宅復帰の可能性については()検討することとされている。
20. HDL コレステロールは()コレステロールと呼ばれ、この低値は()性心疾患の危険因子となる。
21. 車椅子で360度回転するためには()cm以上の通路幅が必要である。
22. 気管カニューレの交換は()に1回、()に行ってもらふ必要がある。

1. 償還払い、1時差し止め、相殺 2. である 3. 1、3、申請、介護保険負担限度額認定証 4. 介護予防老人短期入所施設 5. 4 6. 6、12、介護認定審査会、3、24、3、5 7. 10月末日、る 8. いない 9. 地域包括支援センター 10. 外 11. B、C 12. いずれかが 13. 性状 14. 回想法 15. 初期と回復 16. 蛋白質 17. 月2、月4 18. 多 19. 少なくとも3ヶ月ごとに 20. 善玉、虚血 21. 150 22. 週、医師

1. 認知症対応型通所介護の利用定員は共用型を除くと（ ）となる。
2. 単独型・併設型の認知症対応型通所介護では、専従で（ ）人以上の看護または介護職員を配置する。
3. 指定介護老人福祉施設において、昼間は（ ）つのユニットごとに常時（ ）人以上、夜間は（ ）つのユニットごとに（ ）人以上の介護職員または看護職員を配置する。また（ ）つのユニットごとに1人の常勤のユニットリーダーを配置しなければならない。
4. 日常生活自立支援事業の援助において福祉サービスの利用手続きの代行・契約締結は含まれ（ ）。
5. 地域包括支援センター運営委員会は（ ）に設置される。
6. 地域包括支援センターが介護予防支援を（ ）に委託する場合、（ ）の議を経る必要がある。
7. 調整交付金は、市町村の第（ ）号被保険者に占める（ ）の割合や高齢者の（ ）状況の格差、災害等の特別な事情を勘案して交付される。
8. 第1号保険料と第2号保険料の負担割合は（ ）年に1度、（ ）で定められる。
9. 調整交付金は（ ）が交付するもので、総額で保険給付費の（ ）%となる。
10. 第2号被保険者の保険料は各医療保険者が定める（ ）によって医療保険料の1部として徴収される。
11. 保険料を滞納している場合、次の様な措置を段階的に行う。①保険給付を（ ）へ、②保険給付の支払の（ ）、③滞納保険料と保険給付の（ ）。
12. 被保護者の保険料は福祉事務所等から直接市町村に支払うことはでき（ ）。
13. 特定入所者介護サービス費等の対象となるのは利用者負担段階が第（ ）～（ ）段階の人で（ ）により、（ ）が交付され、施設等はこれに従って利用者負担を徴収する。
14. 特定入所者介護予防サービス費の対象となる施設は（ ）に限られる。
15. 社会福祉法人により行われる利用者負担の軽減は、利用者負担の（ ）分の1が原則であり、免除されることはない。
16. 新規認定の場合の認定有効期間は要介護・要支援でも原則（ ）であり、更新認定の場合は原則（ ）である。しかし、（ ）の意見に基づき、市町村は、要介護の新規認定を（ ）、更新認定を（ ）に変更可能であり、要支援の更新認定は（ ）まで変更可能である。
17. 4月11日に新規認定した場合の有効期間は（ ）月（ ）までとなる。それは月の途中で新規認定申請をした場合、申請日から当該月の末日までの端数期間は（ ）に含まれるためである。
18. 介護保険施設において、居室または療養室・病室の広さの基準は3施設ともに共通（ ）。
19. 指定介護予防支援事業者の指定対象は（ ）に限られる。
20. 徘徊感知機器は介護予防福祉用具貸与の対象（ ）である。
21. 慢性肝炎では（ ）型肝炎が年齢とともに減少し、（ ）型肝炎が相対的に増加する。
22. 血液中のコレステロールまたは中性脂肪の（ ）基準以上に上昇した場合も脂質異常症という。
23. 下痢や便秘は排便回数だけでなく、便の（ ）も考慮して判断する。
24. 短期記憶は失われていても長期記憶は残る認知症高齢者の特性に着目した心理療法を（ ）という。
25. 鬱状態の患者が自殺を企てることが多いのは、行動の抑制が軽度な鬱状態の（ ）期である。
26. 糖尿病性腎症の予防には（ ）の摂取を制限する。
27. 居宅療養管理指導等について職種ごとに回数の上限が設定されており、医師であれば（ ）回まで、歯科衛生士は（ ）回までと規定されている。
28. 介護者の疲労や病気などの社会的理由によって介護老人保健施設を利用することは（ ）い。
29. 介護老人保健施設において、入所者の自宅復帰の可否については少なくとも（ ）ヶ月ごとに検討することとされている。
30. HDL コレステロールは（ ）コレステロールといわれ、この低値は（ ）性心疾患の危険因子である。
31. 車椅子で360°回転するためには（ ）cm以上の通路幅が必要である。

32. 気管カニューレの交換は、()に1回()に行ってもらおう。

1.12人以下 2.2 3.1、1、2、1、1 4.る 5.市町村 6.居宅介護支援事業所、運営協議会
7.1、後期高齢者、所得 8.3、政令 9.国、5 10.保険料率 11.償還払い化、1時差し止め、相
殺 12.る 13.1、3、介護保険負担限度額証明書 14.介護予防短期入所施設 15.4 16.6ヶ月、
12ヶ月、介護認定審査会、3~5ヶ月、3~24ヶ月、3~11ヶ月 17.10月末日、認定期間 18.でな
い。 19.地域包括支援センター 20.外 21.B、C 22.いずれかが 23.性状 24.回想法 25.
初期、回復期 26.蛋白質 27.月2、月4 28.多 29.3 30.善玉、虚血 31.150 32.週、
医師

1. 面接場面での最終的な責任は（ ）側にある。
2. 介護施設において、訪問介護事業を行うことができるのは（ ）・（ ）である。
3. 通所介護では（ ）・（ ）・（ ）・（ ）を1人以上配置する。
4. 通所介護計画は（ ）が作成する。
5. 療養通所介護は（ ）で行われる。また利用者は（ ）で、管理者は（ ）でなければならない、（ ）に1回以上、安全サービス提供委員会を設置することが必要である。
6. ユニットの提供を行うことにより必要となる費用は（ ）が負担する。
7. 介護老人福祉施設では感染症および食中毒の予防及びまたは防止のための対策を検討する委員会を概ね（ ）に1回以上開催する。
8. 小規模多機能型居宅介護は（ ）・（ ）・（ ）・（ ）・（ ）・（ ）と並行してサービスを利用することはできない。
9. 小規模多機能型居宅介護の登録定員は（ ）である。
10. 地域密着型に限らず指定特定施設の入居者は、特定施設内のサービスか外部のサービスかを（ ）に選択できる。ただし（ ）には外部サービス利用型はない。
11. 介護保険施設におけるサービスの開始は口頭でも可（ ）。
12. 指定介護老人福祉施設の入所者が、入院および外泊をした場合には、1ヶ月に（ ）日を限度に、入院または外泊の費用を算定できる。
13. 指定介護老人福祉施設において常勤の（ ）を1人以上配置する。また医師は非常勤でも（ ）。
14. 指定介護老人福祉施設において、必置なのは（ ）・（ ）・（ ）・（ ）・（ ）である。
15. 高齢者虐待防止法における高齢者とは（ ）歳以上の者と定義されている、
16. 障害者自立支援法が（ ）年4月に施行された。
17. 自立支援事業の財源は国が（ ）%、都道府県が（ ）%、市町村が（ ）%である。
18. 障害程度区分の認定を受けていないと受給できないサービスは、（ ）給付の中の（ ）給付である。
19. 障害者自立支援制度において入所施設サービスは（ ）事業と（ ）事業とに分かれており、サービスの組み合わせを選択できる。
20. 身上監護とは（ ）等の行為を本人に代わって行うことである。

1.援助者 2. 指定訪問介護事業所、基準該当訪問介護事業所 3. 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員 4. 管理者 5. 医療機関に併設された通所療養介護事業所、看護師、6 6. 利用者 7. 3 8. 居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリ、短期入所療養介護、短期入所生活介護 9. 25 人以下 10. 任意、地域密着型特定施設入居者生活介護 11. である 12. 6 13. 介護支援専門員、可能である 14. 機能訓練指導員、看護・介護職員、生活相談員、介護支援専門員 15. 65 16. 2006 17. 50、25、25 18. 自立支援、介護 19. 日中活動、居住支援 20. 契約

1. 訪問介護にリハビリテーションは含まれ（ ）。
2. 介護予防訪問介護において、訪問介護の（ ）サービスはない。
3. 訪問介護のサービス提供者は介護福祉士または（ ）である。
4. 指定訪問介護事業所ごとに訪問介護員を（ ）以上置かなければならない。
5. 短期入所生活介護事業所において医師は配置（ ）。
6. 短期入所生活介護事業所において単独型は（ ）で行われる。併設型は（ ）や養護老人ホームなどで行われる。また空所型は（ ）の空きベッドを利用して行われる。
7. 介護予防特定施設入居者生活介護は（ ）を除く、特定施設に入居している（ ）を対象としている。
8. 障害者等支援加算は（ ）で行われている（ ）で設けられている加算である。
9. ユニット型の介護保険施設における1ユニットの入居定員は概ね（ ）である。
10. 介護予防認知症対応型共同生活介護は（ ）の（ ）の人のみ利用できる。
11. 認知症対応型共同生活介護事業所に看護職員の配置は義務付け（ ）。
12. 地域密着型サービスのなかで要支援者に対するサービスがないのは（ ）である。
13. 要介護・要支援認定の認定者数は介護保険施行時の（ ）倍以上になっている。
14. 医療保険者が行っている介護保険関係の事務に関する報告・徴収・検査は（ ）が行うことができる。
15. 第2号被保険者保険料は社会保険診療報酬支払基金から各市町村に（ ）として交付されるが、その額はその市町村の介護給付費等の第（ ）号被保険者負担割合分を所要額として交付される。
16. 区分支給限度基準額が適用される地域密着型サービスは（ ）である。
17. 認定の申請前に行われたケアマネジメントについては保険給付は行わ（ ）
18. 高額医療合算介護サービス費・高額医療合算介護予防サービス費は（ ）の利用者負担の合算額について適用される。
19. 食費と居住費の額は事業者と利用者との（ ）によって決められる。
20. 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の対象には（ ）割の定率負担の他に（ ）費も含まれる。
21. 地域支援事業は、市町村の（ ）に定める給付見込み額の（ ）%以内の規模で行うものとされている。
22. 第1号被保険者の保険料の連帯納付義務が課せられているのは（ ）である。
23. 社会保険診療報酬支払基金は（ ）法等に基づき、（ ）保険以外の健康保険（=医療保険）の診療報酬について審査・支払を行う。
24. 社会保険診療報酬支払基金が各市町村に支給する介護給付費交付金・地域支援事業支援交付金の額は、各市町村の介護給付費と地域支援事業に要する費用の（ ）と規定されている。
25. 審査請求の対象となる処分の取り消しを求める（ ）訴訟は、その処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できない（= ）。しかし、審査請求があった日から（ ）ヶ月を経過しても採決が行われないときは、処分の取り消しの訴えを（ ）することができる。
26. 要介護認定の有効期間の変更は（ ）の意見に基づき（ ）が行う。
27. 要支援2と要介護1の判定は、2009年度より（ ）による（ ）次判定で行われるようになった。
28. 市町村は市町村の区域外にある事務所を指定するためには、事務所所在地の（ ）の同意が必要である。
29. 市町村長は地域密着型サービス事業者の指定をしようとする際には、（ ）に届け出なければならない。
30. 市町村長が市町村介護保険事業計画の定数総数を上回っている場合に指定しないことができるサービスは（ ）である。
31. 地域密着型サービス事業者について、報告・立ち入り検査・勧告・命令等行う権限は（ ）のみが持つ。
32. 指定居宅介護支援事業者は要介護認定等の更新申請が遅くとも有効期間満了日の（ ）日前には行われるように必要な援助を行わなければならない。

1. ない 2. 通院等のために乗降介助 3. 訪問介護員養成研修1～2級課程修了者 4. 常勤換算で2.5 5. しなければならない 6. 老人短期入所施設、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム 7. 介護付き有料老人ホーム、要支援者 8. 養護老人ホーム、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 9. 10人以下 10. 要支援2、認知症 11. られていない 12. 夜間対応型訪問介護、地域密着型老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 13. 2 14. 国と都道府県 15. 介護給付費交付金および地域支援事業支援交付金、2 16. 夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護 17. れない 18. 一年間 19. 契約 20. 1、食費・居住 21. 介護保険事業計画、3 22. 第1号被保険者の配偶者や世帯主 23. 健康保険、国民健康保険 24. 定額負担分の30% 25. 行政、審査請求前置、3、提起 26. 介護認定審査会、市町村 27. コンピューター、1 28. 市町村長 29. あらかじめ、その旨を都道府県知事 30. 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型老人福祉施設入居者生活介護 31. 市町村長 32. 30